



町営住宅補充入居者募集のお知らせ

野津・若葉・桜ヶ丘団地

この募集は、町営住宅に空きが出た場合に備え、入居予定者をあらかじめ決めるために行うものです。今回の募集で審査を行い、補充入居者としての順位を定め、空きが生じた住宅に順次補充します。

【町営住宅とは】

住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに、低廉な家賃で供給するために、町が国の補助を受けて建設した住宅です。

○小学校就学前の児童

※この他、公営住宅法および氷川町営住宅条例に基づきます。詳しくはお問い合わせください。

◆申込資格

- ①同居親族（または同居しようとする親族）があること
- ②国税・地方税・町税などを滞納していないこと
- ③過去1年間の世帯所得が月額15万8千以下であること

※入居者または同居者に、次に該当する人がいる場合は、世帯所得の基準額が月額21万4千円となります

○障がい者手帳をお持ちの人（身体1級～4級・精神1級～2級）

◆必要書類

- ①町営住宅入居申込書
 - ②世帯全員分の住民票の写し（続柄の記載があるもの）
 - ③所得証明書、または町県民課税事項記載証明書（平成28年分）
 - ④納税証明書（平成28年分）
- または、未納のない証明
※このほか該当する場合に提出していただく書類もあります。

◆募集期限

1月31日(水)

◆優先順位有効期間

4月1日(日)～9月30日(日)

◆申込先

建設下水道課および宮原振興局総務振興課

※提出時に聞き取り調査を行いますので申込者本人か家族の人がお越しください。
※募集要項および申込書は建設下水道課および宮原振興局総務振興課にあります。
また、氷川町のホームページからダウンロードも可能です。

【お問い合わせ先】

建設下水道課管理係
☎52・5856（直通）



募集する住宅の概要

	野津団地（11棟22戸）	若葉団地（3棟10戸）	桜ヶ丘団地（9棟34戸）
所在地	氷川町野津 1353 番地 (行政区：北野津)	氷川町今 215 番地 1 (行政区：今)	氷川町宮原 1176 番地 75 外 (行政区：桜ヶ丘)
校区	小学校：竜北東小学校 中学校：竜北中学校	小学校：宮原小学校 中学校：氷川中学校	小学校：宮原小学校 中学校：氷川中学校
住宅の概要	・平成6～8年度建設 ・木造2階建(庭付き) ・床面積74～79㎡、3LDK	・平成15年度建設 ・耐火構造2階建 ・床面積80㎡、3DK ・オール電化住宅	・昭和57～62年度建設 ・簡易耐火構造2階建(庭付き) ・床面積61～66㎡、3DK
家賃	19,700円～42,700円/月	28,000円～55,400円/月	13,500円～30,600円/月
共益費	共益費：300円/月	共益費：2,000円/月	なし
駐車場	あり(原則1戸2台) 1台目：500円 2台目：2,000円	あり(原則1戸1台) 1台目：500円	あり(原則1戸1台) 1台目：500円

※家賃は、入居世帯全員の収入、世帯構成によって決定されます。
※家賃は、平成29年度12月時点のものになります。

氷川町応急仮設団地入居者募集のお知らせ

鹿島・島地・野津仮設団地

空室となった仮設団地への入居申し込みを随時受け付けます。

◆ 応急仮設団地

・ 鹿島仮設団地

(鹿島1624番地1)

・ 島地仮設団地

(島地636番地)

・ 野津仮設団地

(野津1353番地)

※野津仮設団地は現在空きがありませんので、空き次第の入居となります。

◆ 対象

平成28年熊本地震により被災され、半壊以上の損壊を受けた人

◆ 入居期限

【鹿島・野津仮設団地】

平成30年7月7日まで

【島地仮設団地】

平成30年8月28日まで

◆ 応募条件

次の①から⑥すべてに該当する人

①平成28年4月14日時点で、氷川町に住所がある人

②熊本地震で、住居の全壊または大規模半壊および半壊で自らの住居に居住できない人

③自らの資力では、住居を確保することができない人

④災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない人

⑤熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない人

⑥暴力団員でない人

【お問い合わせ先】
建設下水道課管理係
☎52・5856 (直通)

◆ 受付

随時受け付けます(土・日・祝祭日を除く)

8時30分から17時まで

【お問い合わせ先】
建設下水道課管理係
☎52・5856 (直通)

町のための人材育成に活用しませんか？

氷川町人材育成研修助成制度

この制度は、町民の人が自主的に行う人材育成研修に対して助成を行い、その成果をもって町の発展に寄与することを目的としています。

研修により、「町が抱える問題を解決したい!」「町をもっと元気にしたい!」という人は、ぜひ活用をご検討ください。

◆ 対象研修

助成の対象となる研修は、国内外の先進地での研修、調査および視察で、次のいずれかの目的のために実施するものとします。

①教育、文化および産業などの分野で、視野を広め、知識や技術などを身に付けるため

②地域が抱える課題解決の手法を体得するため

※研修後の町内への波及効果が期待できないものや助成意義が薄いものなどは助成の対象とならない場合があります。

【対象者】
助成を受けることができる人は、次のいずれの要件

①町内に居住し、申請時点で満年齢60歳以下の

②地域活動や団体活動に参加するなど、帰町後その成果を積極的に生かそうと認められる人

③過去3年以内に本助成金の交付を受けていない人

※ただし、同一の研修への申込は5人以内です。

【助成額】
交通費、宿泊費の実費額(氷川町職員等の旅費に関する条例で定められた額を上限)、研修に必要なと認められる費用を対象とし、その7割以内の額を助成します。

ただし、国内研修の場合は10万円、国外研修の場合は30万円が上限です。(千円未満は切捨て)

※助成の適否は、氷川町人材育成派遣研修選考委員会において審査されます。

【申請方法】
助成制度を利用したい人は、申請書の提出が必要です。制度内容や申請書提出時に必要な書類の説明を行いますので、まずは問い合わせください。

【申請期限】
1月31日(水)

【お問い合わせ先】
宮原振興局総務振興課
まちづくり推進係
☎62・2317 (直通)

